

東 労 基 発 第 83 号
平成 24 年 4 月 13 日

各 労働基準監督署(支署) 長 殿

東京労働局労働基準部長
(公印省略)

家内労働に係る安全衛生対策の推進について

産業構造の変化等により家内労働を取り巻く環境は大きく変化し、委託者・家内労働者ともに減少の一途をたどっているが、なお当局管内においては家内労働法の適用を受ける委託者が 1,000 営業所、家内労働に従事する者は補助者を含め 8,000 人に及ぶところであり、これら家内労働に係る安全衛生対策については、監督指導の実施あるいは家内労働安全衛生指導員による実地指導等によりその推進を図ってきたところである。しかし、家内労働者に係る労災保険特別加入者は 300 人弱であるところ、毎年 10 件を超える新規の保険給付請求があり、その中には障害請求や 100 日を超える休業請求も含まれる。労働基準行政に対する需要が多方面に拡大するなか、これらの災害の再発を防止し、安全衛生水準の一層の向上を図るためには、従来にも増して家内労働安全衛生指導員の活用等による効果的・効率的行政の推進が必要となることから、下記のとおり家内労働における安全衛生対策の整備を図ることとしたので的確な取組を期されたい。

記

- 1 委託者又は家内労働者からの情報を端緒とする取組
 - (1) 家内労働死傷病届又は委託者から家内労働者に係る災害が発生した旨の報告があった場合には、災害発生状況等から家内労働法第 17 条第

1 項の違反が疑われる場合には、監督を行うこと。その余の事案については、災害の発生状況等を勘案し、必要に応じ家内労働安全衛生指導員に実地指導を行うよう指示すること。

実地指導を要する場合で家内労働安全衛生指導員が配置されていない署は、事案の概要を局賃金課に報告すること。

- (2) 家内労働者から委託業務遂行中に被災した旨の情報があつた場合も
(1) 同様に措置すること。

2 労災保険特別加入に係る保険給付請求を端緒とする取組

- (1) 家内労働者に係る労災保険特別加入団体（労働保険事務組合）を所轄する署（上野、品川、大田、足立、向島）における取組

ア 労災保険部署において特別加入家内労働者に係る保険給付請求書を受理した場合には、当該保険給付請求書（写）を監督部署に回付すること。

イ 監督部署においては、回付された保険給付請求書（写）の災害発生状況から家内労働法第 17 条第 1 項の違反が疑われる場合には、**被災者の作業場所に対し監督**を行うこと。その余の事案については、災害の発生状況等を勘案し、必要に応じ家内労働安全衛生指導員に当該情報に基づく実地指導を行うよう指示すること。

なお、被災者の作業場所が他署管内である場合及び署に家内労働安全衛生指導員が配置されていない場合には、監督及び実地指導を行うことなく、当該保険給付請求書（写）を局賃金課に送付すること。

ウ イの臨検監督により家内労働法第 17 条第 1 項の違反が特定された場合には、当該業務を委託した**委託者に対し監督**を実施すること。

なお、当該委託者が他署管内に所在している場合には、委託者に対する監督を行うことなく、イの監督復命書（写）を局賃金課に送付すること。

エ イの家内労働安全衛生指導員による実地指導が行われた場合であつて、実地指導の結果、家内労働法第 17 条第 1 項に違反していることが明らかとなった場合には、家内労働安全衛生指導員はその事実を速やかに署長に報告すること。報告を受けた署長は、報告された内容から必要に応じて**委託者に対する監督**を実施すること。その他、家内労働死傷病届が提出されていないなど委託者に対する指導を要すると判断される場合には、引き続き委託者に対して家内労働安全衛生指導員による実地指導を行わせること。

なお、当該委託者が他署管内に所在している場合には、委託者に対

する監督及び実地指導を行うことなく、災害発生場所に係る監督復命書（写）又は家内労働安全衛生チェックリスト（写）を局賃金課に送付すること。

(2) 局及び前記（1）以外の署における取組

ア 局においては、前記（1）により委託者又は家内労働者の作業場所が他署管内である場合、家内労働安全衛生指導員が配置されていないことにより実地指導を行うことができない場合等であって、当該報告を受けた場合には、管轄署あるいは家内労働安全衛生指導員が配置されている署に関係資料を送付する。

イ 局から当該資料の送付を受けた署は、前記（1）に準じて監督あるいは家内労働安全衛生指導員に対し実地指導を行うよう指示する。

(3) その他

ア 家内労働安全衛生指導員を配置している署に限られていることから、局は家内労働安全衛生指導員の配置状況を勘案し、管轄外にある委託者又は災害が発生した作業場所に係る前記（2）アに係る関係資料を送付する場合があること。この場合、資料の送付を受けた署長は、署の管轄外であっても当該委託者又は災害が発生した作業場所に対する前記（2）イによる実地指導を指示すること。

なお、この場合、家内労働安全衛生指導員に実地指導を指示した署においては、必要に応じて指導先の委託者又は災害発生作業場所を管轄する関係署との連絡調整を行うこと。

イ 前記（1）エの家内労働安全衛生指導員から署長への報告は、家内労働安全衛生指導員指導要領に基づく指導結果報告の規定にかかわらず、事実を確認した後速やかに行うよう指示すること。

家内労働に係る安全衛生対策の概念図

